

# 第47回流山花火大会 「グルメ ストリート」出店概要・要領

## 1. 出店概要

(1)目的 流山商工会議所活動の一環である地域経済の活性化ならびに当所会員への側面支援を図ることを目的とする。

(2)営業日時 令和5年10月7日(土) 14:30～19:30 ※花火大会開催時間 17:50～18:40

(3)出店場所 Aエリア(テント) : 流山5丁目地先江戸川堤 ※案内図 参照  
27ブース(協賛枠含む) ※原則1事業者 1ブース(空きがある場合は、複数ブース可)

Bエリア(キッチンカー) : 加6丁目地先江戸川堤(通称:さくら広場) ※花火大会全体図 参照  
キッチンカー15台 ※原則1事業者 1ブース(空きがある場合は、複数ブース可)

(4)出店料 Aエリア(テント):1ブース 18,000円 Bエリア(キッチンカー):1台 12,000円  
※協賛枠 : 協賛金50万円につき希望場所の1ブース無料提供

## (5)出店資格

- ① 流山商工会議所会員(令和4年10月以前からご入会の方)
- ② 主催者(運営者)の指示に従うことが出来る方。
- ③ 関係法令を遵守し、指定されている営業許可を得ていること。
- ④ 空きが出た際は、特に実行委員会が認めた方。

## 2. 出店要項

### (1)出店商品・販売に関して

- ① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。(商標登録や知的財産違反に注意)
- ② 主催者の判断により、出店販売商品の変更または販売中止を指示することがあります。
- ③ 申込時より商品の変更がある場合は、必ず連絡をすること。
- ④ 出店申込書は、必ず全て8月31日(木)(必着)迄に(株)プラスワン提出すること。
- ⑤ 抽選会・説明会を9月6日(水)に開催し、出店者と出店場所を決定します。保健所関連書類の写しを持参すること(必須)。 ※参加されない場合は、申し込みを棄権したものとみなします。
- ⑥ 後日、「出店許可書」と「駐車許可証」を送付します。

### (2)保健所等への申請に関して

- ① グルメストリートへ出店の場合、「簡易な飲食業の許可」の写しまたは、「模擬店等の開催届」の写しの提出を義務付けています。様式は松戸保健所に用意されていますので、各自が保健所で申請のうえ、9月6日の抽選会・説明会に持参ください。※「千葉県内一円での許可」に注意。
- ② 保健所の許可が出ない場合は、出店できませんので御了承ください。また、それにより生じた出店に関する損害についても補償出来ませんので御了承ください。
- ③ 申請が必要かどうか分からない場合は保健所へ出店者が責任をもって確認すること。主催者側に虚偽の報告をした場合、以後の出店は認めません。

### (3)搬入出・会場に関して

- ① 会場への物品搬入・搬出に関しては、以下の通りです。  
搬入時間 12:00～14:30、搬出時間 19:30～20:30※会場への車輛の横づけは 20:00 以降
- ② 主催者の指示に従うこと。搬入・出車両の臨時駐車券の発行は、Aテント1ブース1枚限りとします。
- ③ 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負わない。  
また、その損害は出店者が全額賠償すること。特に土手の中段に乗り入れるBエリアの場合、土手の修復には多額の費用が発生するので小型の車両を推奨します。

- ④ 水道は設置していないため、水は各自ポリタンク等で用意すること。
- ⑤ 搬入出車両に関しては、道路幅員や交通量の関係上 2tトラック以下とする。 **※小型を推奨**
- ⑥ 公道にて搬出入を行う関係上、荷物を降ろしたら(積み込んだら)速やかに車両を移動する。

#### (4)出店者の責任・保証

- ① 出店および搬出入に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- ② 事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ③ 主催者、保健所、警察署、消防署等から指導があった場合は、それに従うこと。
- ④ 調理・飲食で発生した汚水・ゴミは、出店者が持ち帰ること。 **※違反の場合、次回から出店を禁止**

#### (5)火気器具の使用に関して

- ① ガスコンロ等の火気を使用する場合は、業務用消火器を必ず設置すること。
- ② ガスホースは、ホースバンド等の使用、適正な長さでの取り付け、ひび割や劣化等を点検すること。
- ③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは離して管理すること。
- ④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などの使用、2台以上並べての使用など、危険性がある使用は厳禁。取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。
- ⑤ 当日、消防・警察による巡回店舗検査が行われた際、協力をすること。
- ⑥ 発電機はなるべく携行缶を使用しないように万全の準備で臨むこと。
- ⑦ 消火器は正面テーブルの右側角(お客から見て左側角)に出しておくこと。
- ⑧ **テーブルシートは自前で用意のこと**。但し、燃えやすいものは、指導が入るので留意すること。

#### (6)その他、注意事項

- ① **荒天時は中止となります。延期なし**。中止の場合、出店料のみ全額返金します。
- ② 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店とし、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償しません。
- ③ 流山市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。
- ④ 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに主催者並びに警察署に報告すること。
- ⑤ 重大な問題が発生した場合、各人のみならず全体に迷惑をかけ、ひいては屋台村・花火大会の中止等の結果をもたらす為、自分だけが良ければという考えの方は出店を控えること。
- ⑥ 缶ビール等をそのまま販売すると違反となります。必ずその場でプルタブ(キャップ)をあげ提供。
- ⑦ 後日アンケートを行います。経済効果を計るため、ご協力をお願いします。
- ⑧ タトゥー等を入れた方が出店に従事される場合は、肌の露出は極力避けてください。

#### (7)基準ブース仕様(キッチンカーは除く)

タープテント(2,400×2,400/mm)、机1台(1,800×450/mm)、椅子2脚、照明(裸電球)、  
駐車場1台分(搬入車両用)

※追加の机・椅子・電源が必要な場合は**(株)プラスワン**にお問い合わせください。

- ① 長机(1,800 mm) ¥1,000-
- ② パイプ椅子 ¥300-
- ③ 発電機 ¥10,000-

※(15A+15A、ガソリン含む)

### 3. 業務の委託

流山商工会議所が主催する「グルメストリート」事業は、(株)プラスワンに業務委託しています。

(株)プラスワン 〒270-0176 流山市 加1-1596 1-C

TEL 04-7108-5599

携帯 090-8585-8686

FAX 04-7178-7110

Email : take@plus001.com